

# 自治体向けFAQ第17.2版 【新規問】

No.	事項	問	答
30 -2	保育の必要性認定	高度プロフェッショナル制度の対象となる労働者は、保育の必要性の認定において、どのように就労時間を把握すればよいのでしょうか。	高度プロフェッショナル制度の対象となる労働者の保育の必要性の認定に当たっては、同制度における「健康管理時間」や本人からの申し立てなどの情報をもとに、就業の実態を把握した上で、総合的に判断することが考えられます。  ※健康管理時間とは、 「事業場内に所在していた時間(在社時間)」「タイムカード、パソコンの起動時間等で客観的に把握」と 「事業場外での労働時間」(できるだけ客観的に把握 ※自宅で仕事をしている時間も把握) の合計時間で、割増賃金支払の基礎としてではなく、健康確保の観点から使用者が把握する時間です。
90 -2	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定手続きに係る協議	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定手続きにおいて、設置者が市町村立の場合は、都道府県が当該認定の申請に係る施設が所在する市町村長への協議を行う必要がありますか。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第六項における都道府県と市町村との協議は、当該市町村以外が設置する認定こども園を想定したものであり、当該市町村立の認定こども園については、協議が不要です。
269 -2	一時預かり事業・預かり保育	一時預かり事業(幼稚園型)における専任職員の配置について、一時預かり事業(幼稚園型)を実施していない時間帯にその他の業務に従事することはできないのでしょうか。	一時預かり事業(幼稚園型)における専任職員の配置については、事業実施時間において専ら一時預かり事業に従事することを求めているものであり、教育課程時間など、その他の時間帯に教育・保育活動を行うことや他の事業に従事することを妨げるものではありません(常勤職員・非常勤職員等の勤務形態を問わない)。 その際、教育課程時間と一時預かり事業との兼務を行う場合には、公費の二重給付の防止や教諭等の適切な教育・労働環境を保障する観点から以下の点に留意してください。 ①一時預かり事業以外の業務と兼務する場合には、勤務内容・時間との区分が契約・職務命令等により明確とすること。 ②公定価格において学級担当等の常勤職員分が措置されている職員に係る人件費(超過勤務・休日勤務分を除く)については、一時預かり事業の対象経費として計上することができないこと。 ③チーム保育担当職員等、公定価格において非常勤分又は教育標準時間分のみ計上されている職員については、一時預かり事業の対象経費として計上することができること。 ④学級担当職員については通常の教育活動に係る業務を行うことが想定されることから、一時預かり事業との兼務職員については、学級担当職員以外のチーム保育担当職員等を中心に担当することが望ましいこと。また、兼務職員については、常に子どもに対する教育・保育活動に従事することとなり、業務負担が過重となる可能性があることから、兼務職員を配置する場合は、一時預かり事業のみを担当する(教育課程時間に従事しない)職員を配置することや特定の日時に限り学級担当職員がフォローする体制を構築するなど、質の高い預かり保育の環境の担保を図ることが必要であること。